

短時間でしか働くことのできない者の安定した雇用の場の確保

- 短時間でありながら正社員としての安定した働き方による雇用の場の確保(就職の促進)を図る。
- 医療(医師、看護師)、保育等の分野において、雇用の創出も図ることが可能。
- 子育て等の事情により、短時間でしか働けない人についての雇用の継続にも資する。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充

現 行

短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出たこと。

中小企業 40万円 大企業 30万円



拡 充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え定着を図るため、助成措置を拡充。

	1人目	2～10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充

現 行

6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。



拡 充

短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充。

- 新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加
- 助成対象となる短時間勤務制度を拡大
- 期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合、助成額を増額